

# 特別委員会設置の件

## (名 称)

議員政治倫理条例策定特別委員会

## (設置目的)

福島市議会基本条例第30条第2項に規定する福島市議会議員政治倫理条例（仮称）を策定し、地方自治法第109条第6項の規定に基づき、議案として提出するため

## (委員定数)

11名

## (所管事項)

- (1) 福島市議会議員政治倫理条例（仮称）の策定
- (2) 地方自治法第109条第6項の規定に基づく当該条例案の提出

## (設置期間)

福島市議会議員政治倫理条例（仮称）を策定し、地方自治法第109条第6項の規定に基づき議案として提出するまで設置する